

用地補償総合技術業務費積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧
(別記-3)	(別記-3)
<h2 style="margin: 0;">用地補償総合技術業務費積算基準</h2>	<h2 style="margin: 0;">用地補償総合技術業務費積算基準</h2>
<p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p>	<p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p>
<p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p>	<p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p>
<pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- BOV[業務原価] BP --- GME[一般管理費等] BOV --- DOV[直接原価] BOV --- IOV[間接原価] DOV --- DPF[直接人件費] DOV --- DE[直接経費] DE --- MF[材料費等] DE --- JTF[旅費交通費] DE --- OT[その他] IOV --- OOV[その他原価] </pre>	<pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- BOV[業務原価] BP --- GME[一般管理費等] BOV --- DOV[直接原価] BOV --- IOV[間接原価] DOV --- DPF[直接人件費] DOV --- DE[直接経費] DE --- MF[材料費等] DE --- JTF[旅費交通費] DE --- OT[その他] IOV --- OOV[その他原価] </pre>
<p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p>2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。 ただし、イ、ロ以外の直接経費は、その他原価とする。</p>	<p>2 業務費の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p>2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。 ただし、イ、ロ以外の直接経費は、その他原価とする。</p>
<p>(2) その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。 なお、打合せ協議、公共用地交渉等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</p> <p>1) 間接原価 当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外の</p>	<p>(2) その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。 なお、打合せ協議、公共用地交渉等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</p> <p>1) 間接原価 当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外の</p>

新

旧

表9-3-4

建 物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

建 物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上
9.50	12.30	15.90

7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上
9.50	12.30	15.90

⑥-4 建物等の法令適合性の照合

建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、[第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）](#)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。

⑥-4 建物等の法令適合性の照合

建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条 [（防火地域内の建築物）](#) 及び第62条 [（準防火地域内の建築物）](#) とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。

表9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 第61条 に該当する建築物）
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 に該当する建築物）
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 第61条 及び 第62条 に該当する建築物）
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 及び 第62条 に該当する建築物）
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

新

旧

表 1 6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	-	技 師 長	0.54	0.06	0.60 人	
			技 師 C	0.54	0.06	0.60 人	

⑩ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

区 分	旅費交通費
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85パーセント

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

表 1 6

種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考
関係機関との連絡 ・調整	関係 機関	-	技 師 長	0.54	0.06	0.60 人	
			技 師 C	0.54	0.06	0.60 人	

⑩ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、積算に当たっては、用地調査等業務費積算基準（案）第3業務費の内容及び積算 1 直接原価 (2) 直接経費 ロ旅費交通費に定めるところにより行うものとする。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

(4) 設計変更の積算